

令和 4 年度事業計画及び予算

1. 本会の現状

令和 4 年度は、公益社団法人に移行してから 11 年目を迎える。公益社団法人に移行したことにより、盤石な社会的信頼を得ることができ、自治体や他団体との協力関係もいっそう強化することができた。また、寄附金の税制控除など寄附金を受ける環境が整い、収益の拡大を図るうえでの有力な手段となっている。

さらには、自然保護活動、登山教室、講習会、講演など公益的な社会活動の充実を図ることにより、本会の役割や存在意義が明確になってきた。

一方で、会員の減少と高齢化が目立つ。若手を中心とした入会者の増加を見込んだ準会員制度を実施して 7 年目にあたるが、準会員から正会員への移行率は約 44% である。高齢者の退会による会員減少には、歯止めがかからない。とくに、支部の高齢化傾向と高齢者の退会数は上昇の一途であり、3 分の 1 の支部が在籍支部員 50 名以下となっている。

コロナ元年と言われる令和 2 年から 2 年を経て、計画通りに活動ができない支部、委員会も多数ある。活動が不活発化すると、退会者の増加や新入会員の減少にもつながることが予想される。コロナ以前の社会に戻ることは想定できないため、with コロナの登山、登山社会の構築、日本山岳会のあり方、具体的活動について、十分な話し合いや検討をすることが重要となつてこよう。

2. 基本方針

以上の状況を踏まえ、今年度は次の 5 点を軸に事業計画を策定した。

- (1) with コロナでの活動：新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、十分な感染対策を講じ、活動を継続していくことが重要である。コロナ以前の活動に戻すのではなく、事業の規模や開催方法などを工夫しながら、新たな展開を模索したい。
- (2) 会員数の維持：会員数を維持するためには、入会者を増やすことと退会者数を減らすことが必要だ。これまで入会者数を増やすことを念頭においてきたが、同時に退会者数を減らすことも重要である。会に不満があるといったような理由による退会を減らしたい。支部を中心とした公募登山や講習会、講演会など外部に向けた事業を活発化させ、これらをスムーズに情報発信することを重要視したい。また、入会後の受け皿、とまり木と呼ばれる会員の居場所、会員が魅力と思う活動を増やしたい。
- (3) 支部活動の活発化：大半の会員が所属する支部の活動を、いっそう活発化させることは会員数の維持、会全体の活発化に繋がる。支部と本部・理事会の連携を強めること、支部と支部間の交流の充実も重要。また、120 周年記念事業のひとつである「全国山岳古道調査」においても支部の役割は重要であり、この事業をひとつのきっかけとして、支部活動のさらなる活発化を考えたい。また、支部に所属しない会員が集える場(新しい支部、もしくはとまり木の役割をするグループなど)を作ることも考えていきたい。
- (4) YouthClub / 若手会員の活動の活発化：YouthClub 委員会は、本会が公益法人に移行した際に設置され、今年度で 11 年目になる。YouthClub、ワンゲル、青年部、大学山岳部(指導者と部員)の活動の充実化を図りたい。また、他の委員会や支部と連携することにより、若手会員の活動を会全体に広めていくことを図りたい。
- (5) 120 周年記念事業：2025 年度の 120 周年に向けて、これまで実施してきた 120 周年記念事業の継続と、新規事業の始動、また 120 周年記念事業全体の財源確保に努める。

[事業計画]

本会の公益目的事業は、Ⅰ 登山振興事業、Ⅱ 山岳研究調査事業、Ⅲ 山岳環境保全事業の実施を目的としている。各事業のポイントは以下の通りである。

[1] 公益目的事業（詳細は別表①）

Ⅰ 登山振興事業（公益目的事業 1）

定款 4 条第 1 項に定める本会事業は多岐に渡っているため、同条第 2 号から第 5 号に定める山岳研究調査及び山岳環境保全事業を除く事業を、登山振興事業とする。

1 秩父宮記念山岳賞

定款第 4 条第 1 項第 9 号

秩父宮家より拝受した遺贈金を基金として積み立て、山に関する顕著な業績に対してこれらを表彰し、登山活動の奨励と山岳文化の発展に資することを目的としている。平成 10 年度より継続しているこの事業を、令和 4 年度も継続する。

2 海外登山助成金による助成

定款第 4 条第 1 項第 6 号

外部団体を含む海外登山の助成及び海外登山を目標とするプロジェクトへの支援を図ることを目的とし、年 2 回実施する。助成先の登山隊からは本会に報告をもらい、登山の内容を本会からも登山社会に情報発信する。

3 機関誌『山岳』発行事業

定款第 4 条第 1 項第 7 号及び第 8 号

『山岳』1906 年に発行されて以来、100 年以上に渡って、山岳に関する多くの情報を社会に発信してきた。登山、探検、地理・地質、気象、自然保護、人物史、図書紹介などの記録、研究・論考などを掲載しており、その内容は会員に向けた機関誌に留まらず、全国各地の図書館、山岳博物館、登山愛好者、山岳環境の保全に関心を寄せる人たちに読み継がれてきている。オンライン販売もしており、会員外でも購読ができる。また巻末に英語のサマリーを載せ、海外にも送付しており、各国から貴重な情報として高い評価を得ている。令和 4 年度は、第百十七号を 6 月に発行する予定である。

4 安全登山の推進事業

定款第 4 条第 1 項第 4 号及び第 6 号、第 8 号

(1) 雪山天気予報

定款第 4 条第 1 項第 4 号

北アルプスおよび八ヶ岳における冬山、春山（年末年始、ゴールデンウィーク）の天気予報を、山岳専門気象予報士に依頼。予報はきめ細かく作成し、登録者宛てに電子メールで配信。登録は会員に限らない。

(2) 登山教室、登山講習会、講演会など

定款第 4 条第 1 項第 4 号

遭難対策委員会が年 2 回実施する「山岳遭難防止セミナー」をはじめ、安全登山のための講習会を多数開催している。令和 4 年度は、支部主催の講習会が複数計画されている。YouthClub 委員会では大学山岳部指導者講習会（新規）を予定。医療委員会では講演会やメディカルハイキング、コロナ感染対策の広報を予定。科学委員会、医療委員会、遭難対策委員会の共同作業としては、安全登山ハンドブックの発行を予定している。また、自治体や他の山岳関連団体から依頼のある講師派遣も継続する予定である。

(3) 指導者育成講習会

定款第4条第1項第4号

安全登山を目的とした指導者養成の一環として、「安藤百福記念自然体験活動指導者センター」で集中講習を実施している。令和4年度は2回実施予定。

(4) 若手登山者の育成

定款第4条第1項第4号

YOUTH CLUB 委員会や各支部の青年部を中心に、若手会員の活動の場の活発化、リーダー育成を目的とした、登山技術講習、安全登山講習などを実施する。また、120周年記念事業のひとつである「ヒマラヤキャンプ」も、若手会員で構成されており、この事業を通じて若手登山者の育成に努めると共に、会の活発化に繋げたい。

(5) 登山道整備

定款第4条第1項第4号

各支部で、登山道の刈り払い、倒木除去、案内板の設置などの登山道整備を実施している。秋田支部の「太平山歩道整備」や栃木支部の「那須クリーンキャンペーン」などは毎年継続して実施。千葉支部が台風被害で通行止めとなった房総の山々の登山ルートの復旧活動を行なうなど、自然災害によって崩壊した登山道を修復させる活動も全国の支部で行なわれている。登山道を整備することで、道迷いや転倒・滑落などの事故を減らす一助となり、登山の安全を高めると共に、植物保護のための有用な手段となっている。

5 インターネットによる情報提供事業

定款第4条第1項第9号

デジタルメディア委員会と広報準備委員会を中心に、本会が行なう公益目的事業をはじめ、山岳地域や登山に関する有益な情報をインターネット（ホームページ、SNS）を介して提供している。

デジタルメディア委員会では、120周年記念事業の一環として、会報「山」や年報『山岳』などの当会出版物や、当会所有の山岳に関する貴重な資料をデジタル化して、ホームページ上にて公開している。令和4年度も、引き続き所有図書・資料のデジタル化による公開を進める。

また、オンラインで行なわれた講習会や座談会、講演の映像を編集し、YouTubeにて公開をしているが、令和4年度も引き続き、オンラインによる活動を充実させたい。

家族登山普及委員会では、独立行政法人国立青少年教育振興機構の「こどもゆめ基金」の助成を受けて作成したウェブサイト「親子で楽しむ山登り」を運営している。全国の家族登山コースや親子登山教室、安全登山への啓発、子供に山への興味・関心を持ってもらうためのコンテンツなどを引き続き提供していく。

6 登山文化の普及事業

定款第4条第1項第1号及び第9号

(1) 全国山岳博物館等連絡会議開催

昨年度に引き続き、資料映像委員会では、全国の山岳関係博物館（対象20館）との会議を立案・実施し、相互の情報交換を毎年1回実施する。

(2) 所蔵資料・データの貸出しなど

資料映像委員会、図書委員会、デジタルメディア委員会では、映像資料（フィルム、VHS、DVD等）や図書を収集、保管・管理すると共に、資料や図書、デジタルデータの貸出し、共有化を行なう。

(3) 「山の日」推進事業

「山の日」事業委員会が中心となり、全国の支部で「山の日」に関連した記念イベントや講演会、親子

登山などを実施する。自治体や他の山岳関連団体などと連携して行なうこともある。これらの活動は、地域への貢献度が高く、永続的な事業となっている。

また、全国山の日協議会との連携をさらに強化し、「山の日」記念全国大会や「山の日 2022」開催への協力を行なう。全国山の日協議会のホームページにて連載中の「通信員レポート」では、全国支部の会員が持ち回りで執筆し、各地の山の様子を伝える。

支部では、「ぐんま山フェスタ 2022」「山の日イベント in 谷川岳」（以上、群馬支部）、「山の日記念親子登山」（福島支部）などを開催。

(4) シンポジウム、講演会、展示会、映画祭等の実施

「登山を楽しく科学する」（科学委員会）、本会の収蔵品や歴代会長など歴史的人物、遠征隊を紹介する講座（資料映像委員会）を行なう。

(5) 登山教室、講習等の実施

令和3年度に関西支部が始めた登山文化の伝承を目的とした「ヒマラヤ登山塾」は、令和4年度も継続。くわえて、同内容を全国の会員に向けて YOUTHCLUB 委員会も開催する。

(6) 活字媒体を利用した山岳文化の啓発活動

山陰支部では、創立70周年を記念し、古事記にも登場する出雲・伯耆地方の山々を調査し「雲伯100山」（仮称）の出版を予定。また神奈川支部では県内全山踏破による「日本山岳誌」神奈川県版の作成を計画しており、令和4年度も継続する（かながわ山岳誌プロジェクト）。

(7) 家族登山、子ども登山などの開催

「第4回糸魚川世界ジオパーク子ども登山教室」（越後支部）をはじめ、石川支部、栃木支部、山梨支部、静岡支部、関西支部など多くの支部および本部で、家族・親子登山教室や子ども登山教室あるいは幼稚園のサポート登山を実施予定。コロナ感染対策を講じながら、with コロナのなかでも継続できる方法を模索している。これらの事業は、家族で登山を楽しみ自然との触れあうことにより、家族の絆を深める絶好の機会となっている。

(8) 障がい者支援登山

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい等）が自然に親しみ、安全で楽しい登山活動を行なうために必要な支援を行なう。本会として公益性を重視した事業として位置づけるとともに、本会会員においては、障がい者との登山をとおして交流を深め、広く障がい者の理解を図ることを目的としている。東海支部では視覚障害者の支援登山を行なっており、茨城支部では自閉症者協力登山、また熊本支部では知的障がい者対象支援登山教室を行なっている。ほかの登山同様、コロナ感染対策に努める。

(9) 少年の補導委託登山

試験観察中の少年を対象に、家庭裁判所からの委託を受け、家庭裁判所調査官、少年友の会、保護者合同の登山支援を行なっている。登山の経験やそこで得た感動が、少年に大きな影響を及ぼすと、関係者、保護者から評価を得ている。家庭裁判所が行なう短期補導委託として、東海支部、熊本支部、宮崎支部では、少年たちとの登山を実施している。コロナ感染対策に努める。

7 地域社会および地域文化の維持発展

定款第4条第1項第1号

山岳文化およびそれに関連する地域の文化を継承維持するため、信濃支部主幹の上高地でのウエストーン祭をはじめ、本会では多くの記念祭や碑前祭を行なっている。

古来より伝わる弥彦灯籠まつりで行なわれる越後支部の高頭祭（弥彦松明登山祭）、播隆上人の業績顕彰のために行なわれる富山支部の播隆祭、泰澄大師を偲ぶ福井支部の泰澄祭などがあり、山岳界の偉人を偲んだ石川支部の「久弥祭」ほか、山梨支部「田部祭」「木暮祭」「深田祭」、関西支部「藤木祭」、四国支部「小島烏水祭」、北九州「槇有恒碑前祭」、宮崎支部「宮崎ウエストーン祭」などが例年通り予定されている。

8 120周年記念事業

定款第4条第1項第1号

2025年に本会は創立120周年を迎える。当該年には記念式典などを開催する予定であるが、それらに加えて、本会の将来にもつながる長期的事業も継続して実施中である。

①山の天気ライブ授業

安全登山の啓発活動の一環として、屋内での講義及び登山の現場での観天望気の方法などの登山技術を身につけてもらうための講習会を、支部主催で会員・一般登山者を対象に行なう。

②グレート・ヒマラヤ・トラバース

日本山岳会や登山界がこれまでに実践したヒマラヤ高峰登山の足跡を辿りながら、ヒマラヤの踏査を通じて、自然環境の変動や生活環境の変化を検証し、新たなヒマラヤ登山の方法や楽しみ方を模索し、今後のヒマラヤ登山やトレッキングへの興味を高めることを目的とする。令和4年度は、ポストモンスーン期に「日本山岳会東ネパール踏査隊2022 (East Nepal Travers of The Japanese Alpine Club2022)」が、ネパール・チベット国境上のTipta La（青木文教入蔵の峠）、及びルンバサンバ～マカルーエリアを踏査する予定。

③ヒマラヤキャンプ

若手登山者の育成を主目的として、広くメンバーを募り実施。未踏峰の高峰登山活動を通じて、技術の向上と「登山文化の継承と発展」を目指す。令和4年度は、ポストモンスーン期に、ネパールヒマラヤにあるペリヒマール山群のPhungi峰（6524m・未踏峰）を目指す予定。

④エベレスト登頂50周年記念フォーラム

昨年度に実施した記念フォーラムと共に開催した「写真で振り返る日本人のエベレスト展」について、令和4年度は各支部や山岳展示施設との共催なども視野にいれ、広く登山愛好者にも参加を呼びかけ開催予定。今後の会員獲得にも寄与する写真展としたい。

⑤全国山岳古道調査

文化的・歴史的・地理的な観点から精査した120の古道を全国支部を中心に調査をする。調査記録を纏めその記録した情報などをホームページなどに公開。今後の古道の保全や、公開によって一般登山者の関心を集めると共に、地域社会の発展にも寄与することを目指す。

⑥デジタルミュージアム

資料映像委員会を中心に、収蔵品、人物（歴代会長等）、遠征隊等の資料調査、資料のデジタル化を実施。デジタルミュージアムの開設に向けてのコンテンツ作成。

⑦日本・エクアドル外交関係樹立100周年記念友好合同登山

令和3年度にエクアドル山岳会員16名を日本に迎え、富士山、槍ヶ岳、立山への合同登山を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外渡航やビザの発給が停止したため実施できなかった。令和4年度は、8月28日～9月8日に実施予定。

II 山岳研究調査事業（公益目的事業2）

定款第4条第1項に定める本会事業は多岐にわたるため同条同項第2号及び第5号にかかわる事業の内、山岳研究調査にかかわる事業を一つにまとめた。主な内容は下記のとおりである。

- 1 上高地山岳研究所 定款第4条第1項第5号
上高地における登山活動の支援、安全登山の啓発、海外からの登山隊の接遇、小規模水力発電設備などの山岳研究の基地として活用する。
また、遭難対策および山岳地域の気候変動や野生動物調査等に資するため、試験的に上高地山岳研究所に設置した気象観測装置およびネットワークカメラにより、通年において継続的な気象データ（気温・湿度・風速・風向・降水量・積雪深）の観測。野生動物調査データを蓄積し将来の研究に生かすため観測を引き続き行なう。

- 2 小規模水力発電の研究 定款第4条第1項第5号
神奈川工科大学との共同研究により、山小屋等での効率的な発電・運用を目的としたミニ水力発電のシステム開発と検証を行なっている。自然エネルギーへの関心の高まりから、上高地山岳研究所の開所期間中は見学を受け付ける。自然エネルギーの利用促進のため、昨年度に引き続き、建物内照明等の電気設備電源のミニ水力化工事を山岳研究所運営委員会と連携して進める。

- 3 山岳図書館の運営事業 定款第4条第1項第8号
日本有数の山岳専門図書館として、本会の内外で利用されている。蔵書は明治以降の日本の山岳に関するあらゆる分野の図書を網羅しており、蔵書数は和書約12,000冊、洋書約3,900冊。開架式で、読書のためのスペースが用意されている。また、ホームページでは蔵書を検索することができる蔵書検索サービスを実施している。

- 4 資料映像研究 定款第4条第1項第2号
本会発足以来100年以上にわたって蒐集してきた山岳、登山技術に関する研究資料、絵画、映像資料などの調査・研究を行ない、併せて収蔵資料の公開、資料貸出しなどを行なっている。令和3年度も引き続き実施する。

- 5 山岳地域の空間放射線量測定 定款第4条第1項第5号
福島第一原子力発電所事故による放射能汚染実態を把握するために吾妻山、安達太良山、那須・甲子山系の山岳地域において測定中であり、引き続き福島支部において実施する。

- 6 登山道調査等国土地理院との連携事業 定款第4条第1項第3号
国土地理院との協定に基づき登山道の変化情報を提供し、地形図上の登山道の正確な記述を通して登山者の安全と便宜に供していく。また、地形図におけるビッグデータを利用した登山道の更新に際して、ビッグデータでは解析できない登山道や施設等の情報を提供していく予定である。

III 山岳環境保全事業（公益目的事業3）

定款第4条第1項第5号にかかわる山岳環境保護及び保全事業を一つにまとめた。主な内容は下記のとおりである。

1 森づくり活動

定款第4条第1項第5号

東京都八王子市の「高尾の森」、愛知県瀬戸市の「猿投の森」を中心に、青森支部や福井支部、静岡支部、京都・滋賀支部、関西支部、山陰支部、宮崎支部など全国十数カ所で、会員を中心としたボランティアによる「森づくり」活動を行なっている。

「高尾の森づくりの会」では、毎月2回の小下沢国有林などにおける森林管理の定例作業を多数の参加者により実施している。さらに、普段自然に接する機会の少ない都会の小中学生対象とした「親子森林体験スクール」や、「親子キャンプ」の開催、また、学生や社会人を対象とした森林や自然に関するセミナー、展示会の開催を計画している。さらに「三宅島の緑化再生事業」などを実施している。これらの活動には本会会員以外にも多数の一般ボランティアが参加。令和4年度も引き続き実施の予定である。

また、支部においても、林野庁や地方自治体、関係団体などと協力した森づくりが多数行なわれている（詳細は別表参照）。

2 山岳環境の保全保護活動

定款第4条第1項第5号

森林が国土の7割を占める日本において、山岳地帯をフィールドとする本会にとっては、山岳地域の環境保全及び保護は重要な目的の一つである。創立当時、城数馬が「高山に於ける植物の保護」(「山岳」第2号)を発表し、また、わが国の自然保護運動の原点とも言われる尾瀬ヶ原ダム建設への反対運動など、多くの環境活動を行なっており、自然保護が本会活動の大きな柱であることが歴史からもうかがえる。

令和3年度の事業として、「山のトイレ整備」「高山植物盗掘防止パトロール」(北海道支部)、「岩手山避難小屋管理」(岩手支部)、「三つ峠アツモリソウ保護活動」「御前山カタクリ保護活動」(以上、東京多摩支部)、「スズタケコ枯死の実態調査」(東九州支部)のほか、青森・秋田・福島・千葉・東京多摩・富山・石川各支部の登山道整備、北九州・熊本・東九州・宮崎各支部の国有林森林保全巡視、岩手・栃木・埼玉・越後各支部の清掃登山などがある。

3 自然保護の啓発活動

定款第4条第1項第5号

本部及び各支部の自然保護委員会を中心に、自然保護の啓発活動を全国で行なっている。自然保護委員会は「自然保護全国集会」を開催し、機関誌「木の目草の芽」を発行。岩手・群馬・埼玉・東京多摩・石川各支部では自然観察会を開催。信濃支部は「信州豊かな環境づくり県民会議」の会員として環境保全のPRなどを行なう。

[2] 会員向け事業（共益事業）《詳細は別表②》

会員を対象とした会員のための事業としては、概ね下記の事業を実施する。

- (1) 会員を対象に山行を行なう。
- (2) 会員を対象に安全登山に取り組む。
- (3) 会員を対象に文化活動や自然保護活動を推進する。
- (4) 会員もしくは支部相互の交流および懇親を行なう。
- (5) 総会、周年事業、会議などを行なう。
- (6) 会報「山」を発行する。
- (7) 会員向けにメールマガジンやホームページなどでの情報発信を行ない、各支部では支部員向けに支部報や支部独自のホームページでの情報発信を行なう。
- (8) 会員向け山岳傷害保険の斡旋を行なう。
- (9) 会員向けに上高地山岳研究所を研究のためのベースとして開放する。

(10) 入会検討者への説明会の開催、新入会員オリエンテーションを開催する。

(11) 会員向けに日本山岳会ロゴ入りグッズの頒布を行なう。

[3] 法人管理

法人の業務執行決定機関である理事会が本会を運営し、公益社団法人として実施する各事業がコンプライアンスおよびガバナンスに則っているか管理している。具体的には、財務管理は、財務担当常務理事の下に財務委員会で行なわれ、総会・理事会等の会議運営管理、議事録等の管理などは総務担当常務理事の下に事務局や関係する各委員会で行なわれている。また、定款や諸規則・規程の整備などは公益法人運営委員会が担当している。

1 業務執行体制

(1) 財政基盤の確立

本会が安定した財務基盤を確立するためには、会費収入、寄附収入、事業収入がともに拡充し、維持されることが必須である。しかし、ここ 10 年以上の会費収入の減少によって、通常業務の維持が困難になりつつある。この状況を打破するため、会員増強や支部活性化のための様々な対策を講じられてきた。YOUTH CLUB などの施策によって若手の会員の入会者が増えてはいるものの、会員の多数を高齢者が占めているため退会者および会費免除の永年会員が増加し、会の財政状況は依然として悪化の一途を辿っている。平成 28 年度（2016 年度）から準会員制度を導入するなどの施策を講じてきたが、成果は上がっていない。そのため永年会員への寄附の依頼や紺綬褒章授与などを利用した寄附の拡充を推し進めている。

会員増強のための方策としては、一部の支部で取り組んでいる登山教室が有効な方法であることは実証されており、これら具体策を視野に入れ会員増強の検討を進める。

(2) リスクマネジメントの確立

社会及び経済環境の変化が著しい近年にあって、コロナウイルスの感染拡大はさらに環境の変化を加速させた。本会が安定した運営を維持するためには、リスクを許容し、将来発生するであろう潜在的に抱えるリスクを把握し、そのリスクに適切な対応を行なうことが必要である。

そのため、理事会および公益法人運営委員会を中心に、公募登山における旅行業法の啓発や個人情報保護法の制定・実施などを行ってきた。本年度はパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）の周知・啓発を進めるとともに、著作権の管理、登山リスクを軸とした山岳事故の安全対策の推進などを行なう。また、広報委員会を発足させ、ソーシャルメディア時代における的確な危機管理や情報発信を図る。

(3) 本会の将来に向けての改革

本会の会員は、公益活動に取り組むと共に、当会でのクラブライフを謳歌している。山好きの仲間が集い登山活動や会務での活動、ボランティア活動などに日夜励んでいる。しかし近年、情報化の進展に伴って本会を取り巻く社会的環境が変化し、また会員の意識も変化している。長期にわたるコロナの感染状態は、さらなる変化をもたらすと考えられる。こうした変化により適切に対応し、会を持続させ、また会を円滑に運営するために、改革事業委員会による議論を進めている。

(4) 会員の情報共有の促進

この 2 年間は新型コロナウイルス感染防止対策により、理事会や通常総会、支部合同会議、委員会など、多くの会議がオンラインにて開催された。直接顔を合せて話す機会は減少したが、支部からの出席につい

では移動がなくなり、負担が大幅に減り、希望する支部員が出席できるという利点もあった。また、動画サイトなどを積極的に利用したため、全会員が閲覧できることとなり、会員の情報共有機会が大きく前進した。今後もオンラインによる会議を積極的に行なっていきたい。

なお、これまで支部長・事務局長との全体会議は年間2回だったが、1回あたりの時間を短縮し、年3回開催することとする。これにより、情報交換を密にする中で組織運営の充実を図っていく。

2 寄附金募集についての周知

平成24年（2012年）4月に公益社団法人に移行して以降、本会への寄附は増加の傾向にある。これまで税額控除対象法人としての証明を取得し、紺綬褒章の授与申請を行なう法人として内閣府から認定を受けていることも影響している。寄附金や助成金は、新規事業への取り組みなど本会の社会的存在意義の明確化、ひいては会員増強の要因と考えられるため、各会員及び一般への寄附金税制の周知を図り、一層の寄附金獲得に務める。

3 事務処理の効率化

事務処理の増大に対応するため、会員管理システムの更新や本会会費などのオンライン化を推進し、事務処理の効率化を図る。またあわせて会員の利便性を向上させることを検討したい。